

# リ・ボーン

## 男と女・共にめざそう明日のうしく 男女共同参画をめざして

市市民活動課男女共同参画推進室 ☎873-2111内線1631

\*「リ・ボーン」という名称は、「再生」という意味があります。「男と女が人間としての尊厳を大切に、共に生まれ変わる力を持つこと」また、「人の心を結ぶきずなは優しいリボンのようでありたい」との願いが込められています。

# 配偶者暴力防止法が変わります！

## 平成20年1月11日スタート

保護命令制度の拡充などを定めた「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（配偶者暴力防止法）」の一部改正法が、平成19年の通常国会で成立し、7月11日に公布され、平成20年1月11日に施行されます。

### 改正の主なポイント

1. 生命・身体に対する脅迫を受けた被害者も保護命令の申し立てができます

配偶者から生命・身体に対する脅迫を受けた被害者が、将来、配偶者から受ける身体に対する暴力により、生命または身体に対する重大な危害を受ける恐れが大きいと認められるときにも、裁判所は保護命令を発することができるようになります。

2. 被害者に対する電話・電子メールなどが禁止されます

被害者への接近禁止命令の実効性を確保するため、被害者の申し立てにより、被害者への接近禁止命令と併せて、裁判所は配偶者に対し、被害者に対する以下のいづれの行為も禁止する保護命令を発することができるようになります。

#### ① 面会の要求

② 行動の監視に関する事項を告げることなど

③ 著しく粗野・乱暴な言動

④ 無言電話、連続しての電話・ファクシミリ・電子メール（緊急やむを得ない場合を除く）

⑤ 夜間（午後10時～午前6時）の電話・ファクシミリ・電子メール（緊急やむを得ない場合を除く）

⑥ 汚物・動物の死体などの著しく不快または嫌悪感を抱かせる物の送付など

⑦ 名誉を害する事項を告げることなど

⑧ 性的羞恥心を害する事項を告げること、または性的羞恥心を害する文書・図画の送付など

3. 被害者の親族なども接近禁止命令の対象となります

配偶者が被害者の親族などの住

居に押し掛けて著しく粗野・乱暴な言動を行っていることなどの事情があることから、被害者が配偶者と面会せざるを得なくなることを防止するため、必要があると認めるときは、裁判所は被害者の申し立てにより、被害者への接近禁止命令と併せて、被害者の親族などへの接近禁止命令を発することができるようになります。

4. 裁判所から支援センターへの保護命令の発令に関する通知をします

保護命令を発令した場合、裁判所は速やかに、保護命令を発したことおよびその内容を、被害者が相談などをした支援センターに通知することとなります。

※詳しくは、市男女共同参画推進室 ☎873・2111内線1631 または市児童福祉課 ☎873・2111内線1733まで。

※内閣府では配偶者からの暴力被害者支援情報サイト (<http://www.gender.go.jp/e-vaw/index.htm>) を開設しています。